

## 墓地等の経営の許可等に関する事務取扱要領

制定 平成26年5月21日伊豆の国市告示第80号

### 第1 趣旨

この要領は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可の事務に関し、伊豆の国市墓地等の経営の許可等に関する規則（平成17年伊豆の国市規則第75号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### 第2 墓地等の経営の許可

#### 1 経営主体

墓地等の経営主体については、これらの施設の性格上、施設が永続的に管理され、かつ、経営主体の非営利性が確保されなければならないため、原則として地方公共団体又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合（以下「地方公共団体等」という。）とする。ただし、次に掲げる者であって、永続性及び非営利性が確保される場合は、この限りでない。

- (1) 地方公共団体等が行う墓地等の新設、拡張又は増設が困難な場合に必要範囲内において経営しようとする宗教法人又は公益法人等（公益社団法人若しくは公益財団法人又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設に入所している者の使用に供するため墓地又は納骨堂を経営しようとする同法第22条に規定する社会福祉法人をいう。）
- (2) 地方公共団体等が行う墓地の新設又は拡張が困難な場合に必要範囲内において墓地を経営しようとする地方自治法第260条の2に規定する地縁による団体
- (3) 山間地等人里から遠く離れた地域である場合であって、公共事業の施行により個人の墓地が廃止となる時等、特に止むを得ない事情があると認められる個人

#### 2 経営に使用する土地

墓地等の経営に使用する土地は、施設の永続性を確保する観点から申請者の所有地又は許可後直ちに所有権を取得できる土地とする。

#### 3 経営の許可の区分

(1) 経営の許可（法第10条第1項の規定により、墓地等を新規に経営しようとする場合）

ア 既に許可を受けた墓地等の規模（以下「経営許可規模」という。）と同一規模以上の拡張又は増設をする場合及び既に許可を受けた墓地等と新たに経営しようとする墓地等の管理区域が異なる等その一体性が認められない場合には、新規の経営する。

イ 火葬場の経営許可に際しては、その用途に供する建築物の敷地の位置が都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第1項に規定する都市計画に定められていること又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第51条ただし書に規定する許可を受けていること等について確認を行うものとする。

ウ 墓地等の経営に必要な施設又は附帯する施設（駐車場、管理事務所、休憩所、ごみ処理設備、便所等）が墓地等と同一敷地にあり、かつ、管理上一体の施設と認められる場合には、これらの施設は、墓地等の区域又は施設に含めるものとする。

(2) 変更の許可（法第10条第2項の規定により墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更しようとする場合）

ア 墓地を経営許可規模と同一規模未満で拡張する場合又はその一部を減少する場合は、変更の許可として取り扱うものとする。

イ 納骨堂又は火葬場にあつては、その敷地の拡張若しくは施設の増設又はその一部の廃止により当該施設の機能に変更が生ずる場合は、変更の許可として取り扱うものとする。

ウ 火葬場の変更の許可に際しては、その用途に供する建築物の敷地の位置が都市計画法第4条第1項に規定する都市計画に定められていること又は建築基準法第51条ただし書に規定する許可を受けていること等について確認を行うものとする。

エ 墓地等と同一敷地内にあり、かつ、管理上一体の施設と認められるとして墓地等の区域又は施設に含めて許可した墓地等の経営に必要な施設又は附帯する施設を増設又はその一部を廃止する場合は、変更の許可として取り扱うものとする。

(3) 廃止の許可（法第10条第2項の規定により墓地等を廃止しようとする場

合)

許可を受けている墓地等及び法第 11 条又は法第 26 条の規定により許可を受けたとみなされる墓地等を廃止しようとする場合は、廃止の許可の対象とする。

### 第 3 許可基準の運用

#### 1 墓地の設置場所及び構造設備

##### (1) 設置場所

ア 規則第 6 条第 1 号の「飲料水を汚染するおそれがない等公衆衛生の見地から支障がないと認められる場所」とは、申請地の周囲約 100メートル以内に水道の水源及び飲用井戸等がない場所とする。

イ 規則第 6 条第 2 号の「地すべり、出水等災害のおそれの少ない場所」とは、防災上の見地から墓地の区域内に建築基準法第 39 条第 1 項の災害危険区域、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の地すべり防止区域及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域の土地を含まない場所とする。

##### (2) 構造設備

ア 規則第 7 条第 1 項第 1 号の「垣根等」とは、墓地内に動物や人が容易に出入りでいなくするために密生した樹木、ブロック塀等とし、同号ただし書の「必要がないと認められる場合」とは、山間地であって周囲が木々で囲われ垣根等を設ける必要がない場合等とする。

イ 規則第 1 項第 2 号ただし書の「必要がないと認められる場合」とは、芝生形式の墓地であって参拝者が墓参に支障がなく通行できるため通路を設ける必要がない場合等とする。

ウ 規則第 7 条第 1 項第 3 号ただし書の「公衆衛生上支障がないと認められる場合」とは、墓地区域に近接して利用できるごみ処理設備若しくは給水設備が設けられている場合又は斜面で適当な勾配があり排水が滞留しない場合等とする。

エ 規則第 7 条第 1 項第 4 号ただし書の「必要がないと認められる場合」とは、墓地区域に近接して使用できる管理事務所若しくは寺院の便所がある場合又は市街地の墓地で参拝者が自動車以外の交通機関を使用で

きるため駐車場が必要でない場合等とする。

## 2 納骨堂の構造設備

ア 規則第8条第1号の「耐火構造」とは、建築基準法第2条第7号に規定する鉄筋コンクリート、レンガ等の構造とする。

イ 規則第8条第4号ただし書の「必要がないと認められる場合」とは、納骨堂に近接して使用できる管理事務所若しくは寺院の便所がある場合又は市街地の墓地で参拝者が自動車以外の交通機関を使用できるため駐車場が必要でない場合等とする。

## 3 火葬場の設置場所及び構造設備

### (1) 設置場所

ア 規則第9条第1号の「飲料水を汚染するおそれがない等公衆衛生の見地から支障がないと認められる場所」とは、申請地の周囲約100メートル以内に水道の水源及び飲用井戸等がない場所とする。

イ 規則第9条第2号の「地すべり、出水等災害のおそれの少ない場所」とは、防災上の見地から火葬場敷地内に建築基準法第39条第1項の災害危険区域、地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域の土地を含まない場所とする。

### (2) 構造設備

ア 規則第10条第1号の「周辺の景観と調和した垣根等」とは、火葬場の敷地を明確にし、周辺の景観との調和を図り、及び火葬炉を有する内部を容易に見通すことができないようにするための樹木、ブロック等とする。

イ 規則第10条第2号の「防臭及び防じんについて十分な能力を有する」とは、排ガスにより周囲の環境に影響を与えないための排ガス処理装置を備えた構造とする。

## 4 墓地又は納骨堂に係る必要な墳墓の基数又は遺骨の収蔵数

墳墓の基数又は遺骨の収蔵数は、市の人口動態、人口予測等を十分考慮のうえ、需要動向等を見て算定した必要数とする。

## 5 墓地又は納骨堂の経営の非営利性及び永続性

宗教法人、財団法人及び社会福祉法人が墓地又は納骨堂を経営する場合は、

営利を目的とする経営か否かを判断するため、墓地又は納骨堂の経営の収支予算書から資金計画を審査し、維持管理に関する書類から永代使用料、管理料等を把握することにより、墓地又は納骨堂の非営利性及び永続性を判断する。

#### 第4 墓地等の許可に関する事務処理

##### 1 事前説明

墓地等の経営の許可等をしようとする者は、事前に計画地に隣接する土地の所有者及び市に計画の概要を説明し、かつ、市の土地利用計画等との整合が図れるよう努めることとする。

##### 2 経営許可

###### (1) 経営許可申請

ア 墓地の許可申請は、工事着手前に行い、許可を受けた後に工事に着手すること。

イ 納骨堂及び火葬場の許可は、工事完成後に行うこと。

ウ 墓地等の経営許可申請を行うに当たり他の法令等の許可、認可等を要する場合は、原則として申請前に許可、認可等を受けること。

###### (2) 経営許可申請書及び添付書類

ア 申請書の別紙の墓地等の構造設備欄については、規則第7条、第8条及び第10条に係る当該申請の概要（垣根等の種類、通路の幅員、管理事務所の位置等）を記載する。

イ 規則第2条第2号の「規則又は定款の写し」については、申請時に原本を提示するものとする。なお、宗教法人が墓地等を経営する場合は、当該法人の規則中に墓地経営事業を行うことが明記されていることとする。

ウ 規則第2条第2号の「（法人の）登記事項証明書」及び同条第4号の「墓地等の敷地の登記事項証明書」は、申請前3月以内に交付を受けたものとする。

エ 規則第2条第3号の「付近の略図」には、水道の水源、飲用井戸等の位置を記載するものとする。

オ 規則第2条第5号の「維持管理の方法を明らかにした書類」とは、別記様式第1号から別記様式第3号までの墓地等の管理方法の説明書と

し、墓地又は納骨堂の管理者の氏名、管理料及び遺骨の受付方法等及び火葬場の管理者の氏名、火葬場の清掃及び火葬手数料等の維持管理の方法を記載するものとする。

カ 規則第2条第6号の「収支予算書その他の墓地等の経営に関する書類」とは、別記様式第4号による収支予算書とし、墓地等の経営に係る収入（自己資金、借入金等）と支出（土地取得費、造成費等）について、収支予算を記載するものとする。なお、市にあっては、墓地等の経営に関する内容が記載された予算書の写しとする。

キ 規則第2条第7号の「墓地の区域及び施設等の配置を明らかにした平面図」には、墓地の境界の垣根等、墳墓の区画、通路、ごみ処理施設、給水設備、排水溝、管理事務所、便所、駐車場その他主要な施設の位置を記載するものとする。

ク 規則第2条第8号の「構造設備を明らかにした図面」とは、納骨堂及び火葬場の建物の構造図、詳細な設計仕様書等とする。

ケ 規則第2条第9号の「市長が必要と認める書類」とは、他の法令の許可書等の写し（他の法令等の許可等を申請時までには得ることが困難な場合は、当該許可等に係る申請書の写し）及び墓地若しくは納骨堂の使用希望者名簿又は需要見込みの統計資料等とする。

コ その他の添付書類

（ア） 墓地等の敷地が申請者の所有地でない場合は、許可後、所有権が取得できることを証する書類

（イ） 隣接土地の所有者からの同意書

墓地等は、その使用目的からして特殊な環境衛生施設であるため、隣接土地の所有者から理解を得る必要があるため、様式第5号による同意書を必要とするものとする。また、隣接する土地に道路、水路等がある場合、その道路、水路等に面した隣接土地の所有者からの同意を必要とするものとする。ただし、これらの場合において、同意が得られない場合は、その理由書を提出するものとする。

### 3 変更の許可

（1） 変更の許可申請

ア 墓地等の区域の拡張若しくは減少又は施設の増設若しくは一部の廃

止に係る変更の許可申請は、経営許可申請に準じて取り扱うものとする。  
イ 墓地の区域の減少又は納骨堂の施設の一部の廃止に係る変更の許可申請は、改葬した後に行うこと。

(2) 変更の許可申請書及び添付書類

ア 規則第3条第2号の「変更の内容を明らかにした図面」には、墓地等の区域又は施設の平面図に変更する部分を明記するとともに、墓地等の境界の垣根等、墳墓の区画、通路、ごみ処理設備、給水設備、排水溝、管理事務所、便所、駐車場その他主要な施設の位置を記載するものとする。

イ 規則第3条第3号の「改葬済であることを証する書類」とは、改葬先の墓地又は納骨堂の管理者が改葬済みであることを証明した別記様式第6号による改葬済証明書とする。

ウ 規則第3条第4号の「市長が必要と認める書類」とは、他の法令の許可書等の写し(他の法令等の許可等を申請時までには得ることが困難な場合は、当該許可等に係る申請書の写し)及び墓地若しくは納骨堂の使用希望者名簿又は需要見込みの統計資料等とする。

4 廃止の許可

(1) 廃止の許可申請

墓地又は納骨堂の廃止の許可申請は、改葬した後に行うこと。

(2) 廃止の許可申請書及び添付書類

ア 規則第4条第3号の「改葬済であることを証する書類」とは、改葬先の墓地又は納骨堂の管理者が改葬済みであることを証明した別記様式第6号による改葬済証明書とする。

イ 規則第4条第4号の「市長が必要と認める書類」とは、個人墓地の廃止の際、申請者と土地所有者が異なる場合にあっては、申請者が当該申請に係る権原を有することを証する書類とする(墓地の許可を受けた者が死亡したため、その土地を相続する者を廃止の申請者とする場合の申請者が相続人であることを証する書類など)。

第5 届出

1 みなし許可届

規則第5条のみなし許可届は、市長に提出する。

## 2 墓地工事完了届

ア 墓地の許可区域を数工区にわたって工事を行う場合の規則第11条第1項の墓地工事完了届は、その工区ごとに提出することとする。

イ 規則第11条第1項の「墓地の新設又は変更の工事が完了したとき」とは、墓地の境界の垣根等、墳墓の区画、通路、ごみ処理設備、給水設備、排水溝、管理事務所、便所、駐車場その他主要な施設が完成し、墓石を設置することができる状態となった時点とする。

## 3 住所等の変更届

規則第12条の住所等変更届は、市長に提出する。

## 第6 標準処理期間

墓地等の経営の許可に係る標準処理期間は、30日とする。

### 附 則

この要領は、平成26年7月1日から施行する。

### 別記様式第1号（用紙 日本工業規格A4縦型）

#### 管理方法の説明書（墓地）

墓地管理者	住所	
	氏名	
項 目	内 容	
墓地の清掃及び清潔保持の方法		
永代使用料の徴収方法又はその金額		
管理料の徴収方法及び金額		
使用者の権利取得の方法		
使用者の権利の変更、消滅の方法		

### 別記様式第2号（用紙 日本工業規格A4縦型）

#### 管理方法の説明書（納骨堂）

納骨堂管理者	住所	
	氏名	
項 目	内 容	



納骨堂の清掃及び 清潔保持の方法	
使用料の徴収方法 又はその金額	
管理料の徴収方法 及び金額	
使用者の権利取得 の方法	
使用者の権利の変 更、消滅の方法	

別記様式第3号（用紙 日本工業規格A4縦型）

管理方法の説明書（火葬場）

火葬場管理者	住所	
	氏名	
項 目	内 容	
火葬場の清掃及び 清潔保持の方法		
火葬料の徴収方法 又はその金額		
火葬炉等の機械管 理の方法		

別記様式第4号（用紙 日本工業規格A4縦型）

収支予算書

1 収入の部

区 分	予 算 額	備 考
	円	
計		

2 支出の部

区 分	予 算 額	備 考
	円	
計		

3 収入と支出の差

円

別記様式第5号（用紙 日本工業規格A4縦型）

同意書

平成 年 月 日

墓地等を経営する者の氏名 様

あなたが、次のとおり 墓地  
納骨堂 を経営することについては、隣接する土地の  
火葬場

所有者として異議なく同意します。

墓地等を経営する者 氏 名  
所在地

墓地等の所在地

隣接する土地の所有者 住 所  
氏 名

㊞

別記様式第6号（用紙 日本工業規格A4縦型）

改葬済証明書

改葬前	墓地又は納骨堂の名称	
	墓地又は納骨堂の所在地	
	改葬した死体又は焼骨の数	
改葬後	墓地又は納骨堂の名称	
	墓地又は納骨堂の所在地	
	改葬した死体又は焼骨の数	
改葬した年月日		年 月 日

上記のとおり改葬したことを証明します。

年 月 日

証明者 住 所  
氏 名

㊞